

# 石川県公報

令和3年2月1日(月曜日)

号外

(第3号)

## 目次

### 告示

○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

## 告示

### 石川県告示第12号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年2月1日

石川県知事 谷本正憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備考
奥能登東部 水源涵養保安林	47.00	ヘクタール
奥能登西部	〃	159.06
中能登東部	〃	12.34
中能登西部	〃	50.64
中能登中部	〃	49.28
中能登南部	〃	79.34
富来川神代川	〃	10.22
羽咋川	〃	78.46
犀川大野川	〃	499.68
手取川	〃	1,210.34
梯川	〃	274.04
大聖寺川	〃	480.76
小計	2,951.16	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	{ 国有林 341.76 民有林 868.58
奥能登西部	〃	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
中能登東部	〃	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
中能登西部	〃	
中能登中部	〃	
中能登南部	〃	
富来川神代川	〃	
羽咋川	〃	
犀川大野川	〃	

手取川	〃	5.32	$\begin{cases} \text{国有林} & 3.66 \\ \text{民有林} & 1.66 \end{cases}$
梯川	〃	5.16	$\begin{cases} \text{国有林} & 5.12 \\ \text{民有林} & 0.04 \end{cases}$
大聖寺川	〃	0.12	
小計		52.09	
中能登西部	干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		3.08	
能登地区	保健保安林	134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小計		390.70	
合		3,397.03	